

商品概要説明書

農機具ローン（ジャックス）

（令和7年11月1日）

商品名	農機具ローン（ジャックス）
ご利用いただける方	○農業を営む、または従事する個人で組合員の方 ○お借入時の年齢が満20歳以上完済時年齢81歳未満 ○継続して安定した収入の見込める方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、ジャックスの保証が受けられる方
資金使途	○農業機械全般（トラック等含む車両全般・ホイルローダー・除雪機・ドローン等含む）の購入資金 ○前項の点検・整備・修理費用および付帯資金 ○簡易な建築物（作業場・ビニールハウス等含む）の購入または施工資金 ○農機具ローン借換資金
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位
借入期間	○1年以上10年以内とします。（1ヶ月単位）
融資方法	○販売（施工）業者振込尚、資金使途が工事を伴う場合は、工事完了後の融資とする。
借入利率	○【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年1.0%の保証料を含みます。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、半年賦（6ヶ月ごと）年賦のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ご融資の際、3,300円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,500円（借入残期間が3年以上の場合） ②一部繰上返済の場合…3,300円（借入残期間が3年以上の場合） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円の

	条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または総務部（電話：0439-70-1331）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合総務部または J Aバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aきみつ